

名古屋市上下水道局「週休2日制工事」試行要綱
(設備工事)

名古屋市上下水道局

(趣旨)

第1条 この要綱は、建設業界において若手技術者の確保・育成を中心とした将来の担い手確保が重要な課題となっており、建設現場における労働環境の改善が求められていることに鑑み、建設産業の労働環境改善に向けた意識向上を図るとともに、週休2日の普及に取り組むため、名古屋市上下水道局所管の事業用機械設備工事及び事業用電気設備工事（以下「プラント工事」という。）並びに建築工事、建築機械設備工事及び建築電気設備工事（以下「営繕工事」という。）における週休2日制の試行にあたり、必要な事項を定めるものである。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 週休2日制工事

工事開始日から工事完了日までの対象期間において、土曜日、日曜日及び祝日（以下「休日」という。）を現場閉所し、就業者が休業できるよう取り組む工事をいう。

(2) 発注者指定型

週休2日制工事のうち、発注者が対象工事を指定し、企業の労働環境改善に対する意識向上と週休2日の確保を図るものをいう。

(3) 受注者希望型

週休2日制工事のうち、受注者自らが本要綱の趣旨に沿った取組みを希望するものに対し、労働環境改善に対する意識向上と週休2日の確保を図るものをいう。

(4) 対象期間

工事開始日から工事完了日までの期間のうち、以下の期間を除いたものをいう。

ア 準備期間（工事開始日から現場着手日（現場事務所の設置、測量、資機材の搬入、仮設工事の開始等、現場で作業を開始する日をいう。））

イ 年末年始（6日間）

ウ 夏季休暇（3日間）

エ 工場製作のみを実施している期間

オ 工事全体を一時中止している期間

カ 発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間
（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間等）

キ 家屋調査等の現場外における調査等のみを行っている期間

ク 天災（豪雨、出水、地震等）に対する突発的な対応期間

ケ 後片付け、軽微な手直しのみを行っている期間

コ その他、監督員が認めた期間

(5) 現場閉所

現場安全点検（巡視）等を行うことを除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場作業を一切行わないことをいう。

（対象工事）

第3条 週休2日制工事の対象は、次の各号のいずれにも該当する工事とする。

- （1）単価契約以外の工事
- （2）契約工期が概ね3ヶ月以上である工事
- （3）対象期間が4週間以上かつ現場作業日数が20日以上である工事
- （4）工程が現場条件に大きく制約されない工事
- （5）緊急性がない工事

2 発注者指定型の対象工事は、前項のほか、次の各号のいずれにも該当する工事とする。

- （1）入札予定価格が1,000万円以上の工事
- （2）「週休2日制工事の試行に関する特記仕様書（発注者指定型）（設備工事）」を添付し発注する工事

3 受注者希望型の対象工事は、第1項のほか、次の各号いずれにも該当する工事とする。

- （1）工事契約後、受注者が週休2日の取得計画がわかる実施工程表を含む施工計画書を提出し、及び協議し監督員が認めた工事。
- （2）「週休2日制工事の試行に関する特記仕様書（受注者希望型）（設備工事）」を添付し発注する工事。

（取組内容）

第4条 受注者は、週休2日制の取組みとして、対象期間のうち休日について現場閉所し、就業者の休業が図れるよう配慮するものとする。

- 2 現場条件などに伴いやむを得ず休日に作業を行う必要が生じた場合には、監督員と協議の上、前後10日間の期間において振替休日を設けるものとする。
- 3 受注者は、下請負業者に対し週休2日制の取組みの趣旨を伝え、協力を依頼するものとする。
- 4 受注者は、公衆の見やすい場所に週休2日制の試行工事である旨を明示する。記載内容は次の例を基本とし、大きさはA3サイズ以上とする。

（記載内容の例）

<p>週休2日制試行工事</p> <p>この工事は、建設産業の労働環境を改善するため、週休2日の普及に取り組む工事です。</p> <p>発注者：名古屋市上下水道局技術本部</p> <p style="text-align: right;">〇〇部〇〇〇〇〇〇〇</p> <p>施工者：〇〇〇〇〇〇</p>

- 5 受注者は、対象期間中1ヶ月（以下この条において「対象月」という。）ごとに休日取得計画・実績書（様式第1号）を記入し、対象月の前月末日（最初の対象月にあつては、対象期間前）までに監督員に提出するものとする。ただし、施工にあたり提出される書類の中で、休日取得計画のわかる書類が提出されている場合は、当該書類によって休日取得計画・実績書（様式第1号）に変えることができる。
- 6 休日取得実績及び備考（着工日に関する記載を除く。）の欄については対象月においてその都度記入し、対象月の翌月7日まで（最後の対象月にあつては、対象期間終了後7日以内）に監督員に提出するものとする。
- 7 監督員は、週休2日制の実施に伴う工程の遅延などがなく日常的に確認するとともに、前項に基づき受注者から提出された休日取得計画・実績書（様式第1号）を確認する。
- 8 受注者は工期末の3週間前までに、休日取得実績確認表（様式第2号）を監督員に提出するものとする。この場合において、工期末の3週間前から工期末までの期間のうち、監督員が確実に現場閉所されると認める期間については現場閉所を実施したものとみなす。
- 9 前項の場合において、期日までに休日取得実績確認表（様式第2号）が提出されないときは、発注者は工期末の3週間前から工期末までの期間の現場閉所率を0%として扱うものとする。
- 10 工事成績評定において、週休2日制工事の取組状況に応じて、考査項目5．創意工夫と2．施工状況で評価し、評定基準は考査項目別運用表に定めるものとする。
- 11 受注者の責による週休2日の実施のみを理由とする工期延期は、変更協議の対象としない。

（労務単価の補正等）

第5条 補正方法、積算及び変更方法は次に掲げるとおりとする。

（1）補正方法

週休2日制工事において、受注者の現場閉所の状況に応じ、プラント工事においては労務費、機械経費（賃料）、共通仮設費率及び現場管理費率に別表1の補正係数を乗じ、営繕工事においては労務費に別表2の補正係数を乗じる。

（2）積算及び変更方法

ア 発注者指定型

当初の予定価格に別表1（1）休日の現場閉所率100%の欄又は別表2（1）休日の現場閉所率100%の欄に掲げる補正係数を乗じて工事費を積算する。

現場閉所の達成状況を確認し、休日の現場閉所率100%に満たない場合、請負代金額のうち前号に規定する方法により積算された工事費を閉所状況に応じて減額変更する。

イ 受注者希望型

前号に規定する方法により工事費を積算し、請負代金額を変更する。なお、休日の現場閉所率75%に満たない場合又は工事開始日前に週休2日制に取り組むことについて協議が整わなかった場合（受注者が週休2日制の取組みを希望し

ない場合を含む。)については、変更の対象としない。

(3) 契約変更手続き

発注者は前2号の規定に基づいて工事費を変更しなければならない。

(その他)

第6条 この要綱に定めのない事項については、監督員と協議のうえ、決定するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年12月8日から施行し、同日以後に公告その他の契約の申込みの誘引が行われる請負工事に適用する。
- 2 名古屋市上下水道局「週休2日制工事」試行要綱（機械設備工事及び電気設備工事）及び名古屋市上下水道局「週休2日制工事」試行要綱（建築工事・建築機械工事・建築電気工事）は廃止する。

(様式第1号)

休日取得計画・実績書

工事件名	
工期	
受注者名	

年 月

提出日 年 月 日

日	曜日	休日取得 計画	休日取得 実績	備考
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				
25				
26				
27				
28				
29				
30				
31				
合計休日				

- ・備考には、着手日、計画日に休みを取得できなかった理由と振替日を記入
- ・土日祝や振替日以外の休日取得計画・休日取得実績は表中に記載しないこと

(様式第2号)

休日取得実績確認表

工事件名	
工期	
受注者名	

提出日 年 月 日

対象期間(※1)の休日数	日・・・①
現場閉所を実施した日数	日・・・②
監督員が休工可能と認める休日数(※2)	日・・・③
①に対する(②+③)の割合	% (少数第2位四捨五入)

※1 工事開始日から工事完了日までの期間のうち、要綱第2条第1項(4)アからコに該当する期間を除いた期間

※2 要綱第4条第8項の工期末の3週間前から工期末までの期間のうち、監督員が確実に現場閉所されると認める休日数

(様式第1号)、(様式第2号)は完成図書に保管してください。

別表 1 (プラント工事)

現場閉所の状況 経費	(1) 休日の現場閉所率 100%	(2) 休日の現場閉所率 87.5%以上 100% 未満	(3) 休日の現場閉所率 75.0%以上 87.5% 未満
労務費	1.05	1.03	1.01
機械経費 (賃料)	1.04	1.03	1.01
共通仮設費率	1.04	1.03	1.02
現場管理費率	1.06	1.04	1.03

別表 2 (営繕工事)

現場閉所の状況 経費	(1) 休日の現場閉所率 100%	(2) 休日の現場閉所率 87.5%以上 100% 未満	(3) 休日の現場閉所率 75.0%以上 87.5% 未満
労務費	1.05	1.03	1.01